2　前項の規定は、法第５条第１項の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「について」とあるのは「について当該事項に係る」と読み替えるものとする。

第34条中「第30条第３項」を「第30条第４項」に改める。

第36条第１項中「第６号」を「第５号」に改め、同項第４号を削り、同項第５号を同項第４号とし、同項第６号中「国民年金法第89条第１項（第２号に係る部分に限る。）、第90条第１項若しくは第90条の３第１項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第90条の２第１項から第３項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされた」を「保険料免除者となった」に改め、同号を同項第５号とし、同項第７号を同項第６号とし、同項第８号を削り、同項第９号中「企業年金等対象者」を「企業型年金等対象者」に改め、同号を同項第７号とする。

第38条第１項中「第５号」を「第４号」に改める。

第46条中「第30条第３項」を「第30条第４項」に改める。

第48条第１項中「第30条第４項第２号ト(1)から(5)まで」を「第30条第５項第２号チ(1)から(5)まで」に改める。

第50条第１項第２号を次のように改める。

二　確定給付企業年金の加入者

第50条第１項に次の１号を加える。

五　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は抗外員

第50条第６項中「第30条第４項第２号ハからへ」を「第30条第４項第２号ハからト」に改め、同条に次の１項を加える。

8　第２号加入者は、第１項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、14日以内に、次に掲げる事項を掲載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　第１項各号に掲げる資格のうち、取得又は喪失した当該資格の名称

三　当該資格を取得又は喪失した年月日

第52条第１項中「加入者等又は給付の受給権を有する者（以下「受給権者」という。）」を「個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」に改め、「（受給権者が死亡した場合にあっては、当該受給権を裁定した者）」を削り、同条第２項中「（受給権者が死亡した場合にあっては、当該受給権を裁定した者）」を削り、同項第２号中「加入者等が死亡した場合にあっては、」を削り、同条第３項中「加入者又は受給権者」を「個人型年金加入者、個人型年金運用指図者、又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」に改める。

第54条第１項中「第１号被保険者である加入者は、第２号被保険者」を「第２号被保険者又は第３号被保険者である加入者は、第１号被保険者」に改め、同項第３号を次のように改める。

三　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

第54条第１項第４号を次のように改める。

四　付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあっては、その旨　第54条第１項に次の１号を加える。

五　掛金引落金融機関情報

第54条第２項中「第２号被保険者である加入者は、第１号被保険者」を「第１号被保険者又は第３号被保険者である加入者は、第２号被保険者」に改め、同項第２号を次のように改める。

二　掛金納付の方法（事業主払込を行う場合であって、その使用される事業所が登録事業所となっていないときは、当該事業所の事業主が、事業所登録申請書（第30条第５項第２号リに定める申請書をいう。以下同じ。）を併せて連合会に提出するものとする。

第54条第２項第３号を次のように改める。

三　申出者が使用される事業所の名称及び当該事業所が登録事業所である場合にあっては、その登録事業所番号

第54条第２項中第４号を削り、同条第３項中「第30条第４項第２号」を「第30条第５項第２号」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

3　第１号被保険者又は第２号被保険者である加入者は、第３号被保険者となったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　第１項第１号及び第２号に掲げる事項

二　掛金引落金融機関情報

第55条第１項中「厚生労働大臣」を「機構」に改める。

第59条第１項第１号ハ中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同項第２号中「第２号被保険者」の下に「又は第３号被保険者」を加え、同条第２項第３号を次のように改める。

三　前項第２号（第２号被保険者に限る）に該当する場合第30条第５項第２号に掲げる書類

第61条に次の２項を加える。

2　連合会が行う通知は、運用指図者が連合会に届け出ている住所宛に行うこととする。

3　第１項の規定による届出事項の変更の届出がなかったために、連合会又はその委託を受けた運営管理機関若しくは事務委託先金融機関からの通知が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第62条第１項中「加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他」を削り、同項第５号中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同項に次の２号を加える。

八　第133条第４項の規定により提供された記録の内容

九　第133条第５項の規定により通知された内容

第63条第１項中「これに」の下に「当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る」を加え、同項第３号中「加入者等が、企業型年金加入者等又は加入者等であった」を「法第４章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われた」に、「年月日」を「年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項」に改め、同項中第11号を削り、同項第12号中「企業年金制度」を「確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下単に「退職金共済」という。）」に、「算入された期間」を「算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同項に次の３号を加える。

十四　第109条第４項の規定により提供された記録の内容

十五　第133条第４項の規定により提供された記録の内容

十六　第133条第５項の規定により通知された内容

第69条第１項中「確定給付企業年金を導入する」を「合併」に改める。

第74条第２項第４号中「厚生労働大臣」を「機構」に改める。

第75条第２号を次のように改める。

二　第２号加入者であって、次号及び第４号に掲げる者以外のもの　２万３千円

第75条に次の３号を加える。

三　第２号加入者であって、個人型年金同時加入可能者であるもの（次号に掲げる者を除く。）　２万円